

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例案の主な内容に対するパブリックコメント（市民意見募集）の結果について

1 実施状況

(1)募集期間 令和3(2021)年1月1日(月)から令和3(2021)年1月30日(火)まで

(2)意見提出者数 6人(個人6人)

(3)意見件数 20件

(4)提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
人数	1人	0人	1人	4人	6人

2 提出された意見の要旨とそれに対する市の考え方

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例案の主な内容に対する意見募集を行った結果、6名の方から計20件の御意見をいただきました。

提出された御意見についての市の考え方は次のとおりです。

※頂いた御意見については、主訴に影響がない範囲内で文言を変更した箇所もあります。また、賛否の結論だけを示した意見や今回の内容に直接関係がない意見については、市の考えは示しておりません。

番号	意見の要旨	市の考え方
1	【第1条 目的】追記 自治会の加入率低下傾向に伴う地域の絆の薄さを改善し、災害時の安否確認、虐待、貧困等の見守り体制を確保する。	この条例は、自治会活動の促進に関する基本的な考えを規定する理念条例です。 第1条は条例制定の目的を規定しております。御意見いただいた具体的な取組・活動については、全て「相互に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資すること」の中に、含まれるものと考えております。
2	【第1条 目的】 基本理念と役割だけでなく、目指すべき自治会の姿を明記すべき。	この条例は、自治会活動の促進に関する基本的な考えを規定する理念条例であるため、目指すべき自治会の姿を規定する考えはございません。 目指すべき自治会の姿は自治会それぞれであるため、自治会の会議や地区会長会等において話し合っていたいただきたいと思います。
3	【第1条 目的】 関係団体等とはどのような団体か。 今までやってきているからという理由で、自治会に寄付募金をほぼ強制的に徴収するような団体は、関係団体には不要であると考えます。	那須塩原市自治会長連絡協議会、事業者、住宅関連事業者を条文に規定する予定であります。
4	【第2条 定義】市民の定義 市民を「個人、家庭、隣近所、地域の方々」と規定すること。	市民を「市内に居住する者」、地域住民を「自治会の区域内に居住する者」と、それぞれ定義する予定です。市民・地域住民には「個人、家

		庭、隣近所、地域の方々」の意味も含まれているものと考えております。
5	【第3条 基本理念】 追記 (自治会を)地域の「見守り活動の担い手」とすること。	第3条は、自治会活動を促進するための基本理念を規定しております。自治会の役割として規定するなら第5条となりますが、この条例は具体的な活動内容を規定するものではないため、見守り活動の規定はそぐわないと考えております。
6	【第3条 基本理念】 この基本理念の条文だけでは、条例の意図していることをどのように実現すべきかにつながってこない。 第2号…自治会活動への不参加を積極的に認めるように読み取れてしまう。 第3号…社会情勢の変化に対応することは必要であるが、デジタル化に限定することに疑問である。 第4号…主語がない。何が行われるのか不明である。	この条例は理念条例であり、具体的な活動内容等を規定するものではありません。 第2号は、市民の多様な価値観や自主性を尊重しながら促進していくということについて規定しており、自治会活動への不参加を積極的に認めるものではありません。 第3号は、従来通りの活動内容にこだわらず、時代に合わせた活動を促すという内容であります。生活様式の変化の原因はデジタル化進展のみではないため、表現を改めさせていただきます。 第4号については、協働で自治会活動の促進に取り組むということの規定するものであり、具体的に何を行うかを規定するものではありません。 第1号から第4号まで、第3条の冒頭の「自治会活動の促進は」を受けた書きぶりとしております。
7	【第3条 基本理念】 自治会は、社会情勢に合わせた活動を行わず、今までやってきたやり方を変えないから加入が増えないのでは。 自治会に入らないことが「悪いこと」にならないか。多様な価値観を尊重するのであれば、自治会に入らないという考えも尊重すべき。	社会情勢に合わせた活動内容とすることを、自治会長研修会や「自治会活動の手引き」等において促していきたいと考えております。 また、この条例は、自治会活動を促進していく基本的な考えを規定する条例です。自治会加入を強制するものではなく、多様な価値観も尊重するものです。
8	【第4条 市民の役割】 追記 市民との融和に努め、住みよいコミュニティ形成にまい進すること。	市民の役割として、「地域社会の一員であることを認識し、自治会への加入及び自治会活動への参加に努めるものとする」と規定します。
9	【第4条 市民の役割】 市民の意識醸成のため、市民の役割をもっと深掘りした内容とすべき。「自治会の優位性を理解する努力をすること」「地域に根差した活動に対し、その理解と協力を努力すること」などについて規定すべき。	市民の意識醸成は重要と考えておりますが、条例に具体的に規定するのではなく、市が行う啓発活動や、各自治会、協議会からの働きかけ等により醸成していくものと考えております。
10	【第4～9条 役割】 なぜ市民、自治会、事業者は自治会に加入する、または、させるよう努めなければいけないのか。	市は、自治会を地域社会において重要な役割を担う団体と考えております。市として自治会活動を促進していくために条例を制定し、加入についてはあくまでも自発的な加入を促進し

	加入しないという考えを否定しているのでは。	たいと考えております。市民の多様な考え方を否定するものではありません。
11	【第5条 自治会の役割】 「自発的」という言葉は必要か。「地域住民に対し、自治会活動内容とその必要性を説明し、自治会加入促進に努めること」などと、自治会が主体となってやるべきことを明記すべき。	自治会への加入は、強制できるものではありません。自治会が、自治会の重要性を地域住民に説明し、理解を求めた上で、地域住民が強制的ではなく「自ら加入」するようにすべきと考えることから、「自発的」とあえて規定するものです。
12	【第6条 協議会の役割】 追記 各自治会規則の標準化、運営の公平・公正・平等に努めること。	協議会の役割として「自治会相互の連絡調整」を規定しております。自治会は、それぞれの地域性や個性が異なる団体であるため、規則の標準化は出来ないものと考えております。運営の公平・公正・平等についても、各自治会独自の判断基準に基づくものとなります。
13	【第8条 住宅関連事業者の役割】 住宅関連事業者は新規入居者の情報を自治会に提供することを追加するべき。	個人情報保護の観点もあることから、条例へは規定いたしません。
14	【第9条 市の役割】 追記 自治会の予算書、決算書の写しを入手、保管し、翌年度において公認会計士、弁護士のチェックを実施し、指導を行う。 協議会と協議し、加入促進のためのあらゆる施策を検討し、市政や条例改正に付すこと。	市が自治会の会計資料を入手し、チェックを行うことは出来ないため、自治会長研修会や「自治会活動の手引き」等において適正な会計処理について注意を促したいと考えております。 また、加入促進の取組は、市、協議会、宅地建物取引業協会県北支部と3者協定を締結し、様々な取組を行っているところであり、今後は商工会等の協力を得ながらさらに強化していきたいと考えております。
15	【第9条 市の役割】 第8条の住宅関連事業者の役割とセットで、新規入居者の情報を自治会に情報提供すべき。 自治会未加入者が、自治会加入者による活動や負担の恩恵を受けるような不平等を生じさせないようにする自治会活動への支援協力について明記すべき。	第8条と同様、個人情報保護の観点から条例へは規定いたしません。 自治会活動への支援については第3項に規定しておりますので、具体的な活動内容ひとつひとつへの支援については明記いたしません。
16	【第9条】 「職員の自治会加入や自治会活動への参加の促進に努めること」を削除すること。	市が自治会活動を促進していく中、市職員も地域の一員であり、自治会加入や活動への参加を促進することは当然のことと考えることから、この規定の削除は考えておりません。 しかしながら、市職員に対し、自治会加入を義務付けることはできないため、あくまでも自発的な加入を促していきたいと考えております。
17	【個人情報管理】 自治会等の個人情報取扱い(どこまで管理すればいいのか)についての明記統一が重要である。	個人情報の取扱いについて、条例に規定する考えはありませんが、自治会長研修会や「自治会活動の手引き」等において注意を促していきたいと考えております。

18	<p>【文書管理】 自治会の文書管理保存方策、期限、廃棄等の基準の明記統一が重要である。</p>	<p>各自治会の文書管理を市として統一する考えはないため、条例には規定しませんが、文書の適切な管理については、自治会長研修会や「自治会活動の手引き」等において注意を促していきたいと考えております。</p>
19	<p>【規約管理】 自治会規約の管理基準の明記統一が重要である。</p>	<p>自治会の規約管理の基準を市として統一する考えはないため、条例には規定しませんが、規約改正の必要性等については自治会長研修会や「自治会活動の手引き」等において説明したいと考えております。</p> <p>また、自治会の規約を市が把握・管理する必要性はないと考えており、現在も把握はしておりません。</p>
20	<p>自治会未加入の高齢・独居世帯の自治会加入を条例で規定し、実効性のある条例とすること。</p> <p>【案として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢・独居世帯の自治会入会を条例で規定する（義務付け）。 ▶自治会費は年間 1,000 円程度 ▶班長、清掃活動、ごみステーション当番等を免除する。 ▶名称を「準会員」とする。 ▶「見守り」の対象者とする。 ▶訪問等拒否の場合は、外部・近隣から見守る。 ▶ただし、当該世帯の同意を得られない場合は保留する。 	<p>高齢・独居世帯の自治会加入は重要と考えておりますが、条例で加入を義務付けることはできないため、自発的な加入を促していく内容の規定としております。</p> <p>御提案いただきました高齢・独居世帯への配慮事項については、自治会長研修会や「自治会活動の手引き」等において、工夫している事例として紹介し、高齢者への配慮を提案したいと考えております。</p>